

女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部 公的研究費使用に関する不正防止計画（令和4-7年度）

節	内容	令和4-5年度計画	令和4-5年度実施状況	令和6-7年度計画
1	機関内の責任体系の明確化	(整備済)	(整備済)	(整備済)
2	適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	<p>①就業規則の改定は、継続中であり令和4年度に行う予定である。また、監査体制の整備により、それぞれの役割を明確にして不正防止計画の効果をみて、改善につなげていきたい。</p> <p>②予てからの懸案事項である内部監査室の設置に向け、規程整備や人選などの準備に入る。できれば専属のスタッフを配置したいと考えている。</p>	<p>①就業規則改定ができておらず、懲戒関係の是正に至っていない。</p> <p>②内部監査室の設置に向け、規程整備等に着手した。</p>	<p>①就業規則の改定は、令和7年度施行に向け作業中である。また、監査体制の整備により、それぞれの役割を明確にして不正防止計画の効果をみて、改善につなげていきたい。</p> <p>②令和6年度に制定した内部統制システム整備基本方針に基づき、令和7年度から内部監査室を設置する。併せて、公的研究費内部監査への関与について制度を整備する。</p>
3	不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	<p>「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に則り、引き続き以下のとおり不正防止体制の整備に努める。</p> <p>①不正防止計画の進捗状況を確認し不正防止計画の改定に反映する。</p> <p>②必要に応じ規程等の見直しを検討する。</p> <p>③研究倫理教育の充実・改善を図る。</p>	<p>①当資料のとおり。</p> <p>②検討の結果、規程等の改定には至らなかった。</p> <p>③研究倫理教育は、当年度分がすでに完了した。</p>	令和4-5年度計画を踏襲しつつ、必要に応じた見直しを行う。
4	研究費の適正な運営・管理活動	<p>公的研究費の執行により雇用する非常勤職員との面談を継続して実施する。</p> <p>利益相反についても研究倫理審査委員会での審査を徹底する。</p>	<p>不正防止計画に則り、左記の面談を継続して実施した。</p> <p>利益相反についても審査を徹底した。</p>	令和4-5年度計画を踏襲しつつ、必要に応じた見直しを行う。
5	情報発信・共有化の	(整備済)	(整備済)	(整備済)

	推進			
6	モニタリングの在り方	<p>①内部監査委員会中長期・年次計画の見直しと改革の継続</p> <p>②内部監査委員向研修会の継続実施・事務局員の研修実施</p> <p>③リスク・アプローチ監査（臨時職員との面談、備品の現物確認）の継続実施</p> <p>④内部監査結果については、最高管理責任者に報告すると共に監事、会計監査人と意見交換を実施し次期の不正防止計画に反映させることとする。</p> <p>⑤内部監査結果について講評会を開催し、監査対象研究者にフィードバックすることで、注意喚起を実施したい。講評会は当面公開ではなく実施するつもりであるが、不適正な事案が発覚した場合は研究倫理教育研修会で匿名化し事例を紹介することで対応する。</p>	<p>公的研究費内部監査（実査）については、令和4・5年度とも12月にリスク・アプローチ監査を含めて実施し、いずれも不正は確認されなかった。</p> <p>実査の結果は、従来どおり最高管理責任者に報告した。監事及び会計監査人との意見交換は、令和4・5年度分とも翌年5月に実施した。</p> <p>講評会は開催に至っていない。</p>	<p>令和4-5年度計画を踏襲しつつ、必要に応じた見直しを行う。</p>

（注）節、内容は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」による

以上